

～ 個人事業者の皆様へ ～

消費税等の申告と納税は正しくお早めに

消費税等の課税事業者（*）に該当する個人事業者の方は、平成29年3月31日（金）までに平成28年分の「消費税等の確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税等を納付しなければなりません。

* 平成28年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。

- ① 平成26年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
 - ② 平成26年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成27年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
 - ③ ①、②に該当しない場合で、平成27年1月1日から平成27年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1千万円を超える事業者
- なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

（注）事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

【留意点】 ◎ 課税事業者となる方は、平成28年分（課税期間）の課税売上高が1千万以下であっても平成28年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

◎ 平成28年分の消費税及び地方消費税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載及び申告されるご本人の「マイナンバーカード」もしくは、「マイナンバー通知カード」及び「本人確認書類」の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、所轄の税務署・税務指導所（商工会）へ

☆国税庁ホームページ ⇒<http://www.nta.go.jp>

**平成28年分所得税及び復興特別所得税確定申告期間のお知らせ**

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、原則として、2月16日（木）～3月15日（水）までです。

- ◎ 所得税及び復興特別所得税は、自ら自分の所得と税額を正しく計算して納税するという申告納税制度です。
- ◎ 商工会では、確定申告のしかたや、税務相談を行っていますので、ご利用ください。
- ◎ 平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載及び申告されるご本人の「マイナンバーカード」もしくは、「マイナンバー通知カード」及び「本人確認書類」の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。



プレミアム付特別商品券の使用期限は、平成29年3月15日（水）

プレミアム付特別商品券の換金期限は、平成29年3月24日（金）までです。

～国税庁から～

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Tax

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できます。また、作成した申告データをe-Tax（国税電子申告・納税システム）へ送信できます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告でe-Taxをご利用いただくメリット

- 自宅からネットで申告
「確定申告書等作成コーナー」で申告等データを作成し、e-Taxへ送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。
- 添付書類の提出省略
確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。
- 還付がスピーディー
e-Taxで提出された還付申告は3週間程度で処理しています。
- 24時間いつでも利用可能
所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます。）。

e-Taxをご利用いただく前に

e-Taxの利用に際しては、マイナンバーカードの取得や、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

※ 住民基本台帳カードに格納された電子証明書をお持ちの方は、その有効期限内であれば継続して使用することができます。

e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）へ

e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（電話 0570-01-5901）へ

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクは月曜日から金曜日（祝日等を除く。）の午前9時から午後5時までご利用いただけます（ご利用時間については、今後変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。）。

～協会けんぽ北海道支部からのお知らせ～

平成29年1月から、協会けんぽの各申請書・届出書の下部にマイナンバー記載欄が追加されます。新様式の申請書は、協会けんぽホームページより印刷、または協会けんぽ北海道支部までお電話でご依頼いただきますようお願い申し上げます。なお、被保険者の方は保険証の記号・番号を記入した場合、マイナンバーの記入は不要になります。

【お問い合わせ先】 協会けんぽ北海道支部 （011）726-0352（代表）